

## J ペイサービス電子マネー(QUICPay・iD)取扱加盟店特約

### 第1条【総則】

1. J ペイサービス電子マネー(QUICPay・iD)取扱加盟店特約(以下「本特約」といいます)は、J ペイサービス加盟店規約(以下「原契約」といいます)第2条第2項に定めるJ ペイサービス加盟店が、本特約第2条に定めるICを用いた非接触式クレジット決済システムによる信用販売を行う場合の取扱いに関して定める特約です。
2. J ペイサービス加盟店が電子マネー(QUICPay・iD)の取扱いをする場合、当社とJ ペイサービス加盟店の間は本特約が適用されるものとし、本特約で規定される事項以外については、原契約が適用されるものとします。

### 第2条【用語の定義】

1. 「会員」とは、(1)対象カード会社、(2)対象カード会社および提携カード会社、または(3)提携カード会社が各々定めるカード会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承認された個人・法人をいいます。なお、会員および対象カード会社が特に認めた本決済システムの利用者も「会員」に含むものとします。
2. 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承認した前項(1)、(2)または(3)の会社、組織をいいます。
3. 「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与する、対象カード会社のサービスマークの表示されている対象カード会社所定規格の非接触ICを搭載したカードをいいます。なお、Jペイサービス加盟店が取り扱うことができるカードは、加盟審査のうえ、当該Jペイサービス加盟店を加盟店とした(1)対象カード会社の会員、(2)対象カード会社および提携カード会社の会員、(3)提携カード会社の会員のカードのみとします。
4. 対象カード会社または当社所定のカード会社が発行する対象カード会社所定規格以外のカード(以下「提携ブランドカード」といいます)につき、当社がJペイサービス加盟店における取扱いを承認した場合には、提携ブランドカードは前項に定める「カード」に含まれるものとします。
5. 「携帯端末」とは、対象カード会社所定の本決済システムに対応しうる機能を備えた会員等の所有する携帯電話端末等をいいます。
6. 「本決済システム」とは、Jペイサービス加盟店において、対象カード会社が定めた手順ののっとり、カードまたは携帯端末(以下カードとあわせて「カード等」といいます)を利用し、対象カード会社所定の方法で信用販売を行い、会員が決済手段としてあらかじめ指定するカード発行会社が発行するクレジットカードによる決済を行うシステムをいいます。なお、カード等は、会員等が本人に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとします。
7. 「商品等」とは、Jペイサービス加盟店が会員等に提供する商品、権利、役務等をいいます。
8. 「信用販売」とは、会員等およびJペイサービス加盟店が当社および対象カード会社所定の手続きを行うことにより、Jペイサービス加盟店が商品等の代金または対価等を会員等から直接受領することなく、会員等に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。

### 第3条【信用販売の方法等】

1. Jペイサービス加盟店は、会員からカード等による信用販売を求められた場合、対象カード会社の加盟店として本規約および対象カード会社規約に従い、正当かつ適法な商行為ののっとり、カード取扱店舗において信用販売を行うものとします。

2. Jペイサービス加盟店が取扱うことができる支払区分は対象カード会社規約に規定されたとおりとします。
3. Jペイサービス加盟店は、当社が事前に承認した場合を除き、当社所定の売上票を使用するものとします。また、売上票の控え(加盟店用控え)はJペイサービス加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。
4. Jペイサービス加盟店は、電子マネー取扱いに必要な端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべての信用販売にこれを使用するものとします。なお、故障・障害などにより端末機が使用できない場合および当社が当該端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、信用販売を行ってはならないものとします。
5. Jペイサービス加盟店は、本決済システムの障害時、本決済システムの通信時、または本決済システムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、信用販売を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社、対象カード会社は責を負わないものとします。
6. Jペイサービス加盟店が電子マネー取引の売上として利用者のIC カード等から引去ることができる電子マネー等は、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみとし、現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、Jペイサービス加盟店は、通常1回の電子マネー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引してはならず、かつ、電子マネー取引に際し、電子マネー等のチャージと移転を複数回繰り返すこと等もできないものとします。

#### 第4条【カード利用代金の支払】

1. 当社は、Jペイサービス加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権を対象カード会社規約に従いJペイサービス加盟店に対して支払う(以下この支払の対象となる金員を「カード利用代金の支払」といいます)ものとします。
2. Jペイサービス加盟店は、信用販売により取得した売上債権の請求データを原則として信用販売を行った日ごとにとりまとめ当社に送付するものとします。
3. 当社は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の請求データが当社に到着した売上債権について、本条第1項記載の支払をするものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
4. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払に関する、当社、対象カード会社およびJペイサービス加盟店の間の法律関係については、すべて対象カード会社規約の規定に従うものとします。なお、Jペイサービス加盟店は、対象カード会社規約記載のカード利用代金の支払手続きを、当社が当該対象カード会社規約に基づき、Jペイサービス加盟店を代理して行うことを承諾します。また、この場合、当社は、対象カード会社に代わってカード利用代金を立替払いします。

#### 第5条【手数料および支払い】

1. Jペイサービス加盟店が対象カード会社に支払うカード利用代金の支払にかかわる手数料は、対象カード会社規約の定めにかかわらず、支払いの対象となった売上債権を対象カード会社毎に合計した金額に、各々当社が定める手数料率を乗じ、各々円未満を切り捨てた金額の合計額とするものとします。なお、当社の取扱手数料は、このカード利用代金の支払にかかわる手数料に含まれるものとし、当社は、対象カー

ド会社を通じて、取扱手数料を受領します。

2. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払は、別表に定める支払日に当該支払の対象となる売上債権総額より前項の手数を差し引いた金額をJペイサービス加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
3. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払は、当社が直接行うか、または当社が指定し、事前にJペイサービス加盟店に通知した所定の会社が行うものとします。
4. 当社または対象カード会社にJペイサービス加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払うカード利用代金から当該代金を差し引けるものとします。また、Jペイサービス加盟店から当社または対象カード会社へカード利用代金以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払うカード利用代金と合わせて支払うことができるものとします。
5. 当社は、Jペイサービス加盟店に対して、「お振り込みのご案内」または当社が別途作成する書面に、前項記載の取扱いを記載して送付することができるものとします。

以上  
(2017.9.1)

[別表] Jペイサービス電子マネー(QUICPay・iD)の締切日・支払日

締切日	支払日※
毎月15日必着	当月末日
毎月月末必着	翌月15日

※支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日を支払日とします。

ただし、支払日が月末日の場合は前営業日を支払日とします。